

## 環境影響評価書案審査意見書

「新可燃ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事代理  
副知事 安藤 立美

### 記

#### 第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称：浅川清流環境組合  
代表者：管理者 大坪 冬彦  
所在地：東京都日野市石田一丁目 210 番地 2
- 対象事業の名称及び種類  
名 称：新可燃ごみ処理施設整備事業  
種 類：廃棄物処理施設の設置
- 対象事業の所在地  
東京都日野市石田一丁目 210 番地 2

#### 第 2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

### 【大気汚染、騒音・振動、自然との触れ合い活動の場共通】

工事の施行中及び完了後において、計画中の北川原公園内の専用道路を車両が通行することにより、自然との触れ合い活動の場として公園を利用する人々の安全確保、大気汚染及び騒音・振動への影響が懸念されることから、更なる環境保全のための措置を検討するとともに、必要に応じて予測地点を追加すること。

### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底すること。

### 【騒音・振動】

工事用車両及び関係車両の走行に伴う騒音・振動の予測の基礎となる将来交通量について、算出根拠が不明確なことから、その算出過程を分かりやすく説明するとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。

### 【自然との触れ合い活動の場】

事業実施区域の周辺には、多摩川と浅川の川沿いを中心に自然との触れ合い活動の場が広域に存在するため、本事業による工事用車両及びごみ収集車両等の走行経路には、これらの場までの利用経路と並行する区間や交差する場所が発生する。

このことから、自然との触れ合い活動の場の利用への影響を低減するよう環境保全のための措置を徹底すること。

また、更なる環境保全のための措置の実施を検討し、利用経路上の安全確保に努めること。

### 【温室効果ガス】

エネルギー使用量などを算出するに当たっては、予測条件としてメーカーヒアリング結果を用いているが、既存清掃工場の実績値との関係を調査するなど、その妥当性について明らかにすること。